

愛媛玉串料訴訟を提起して

原告団長 安西 賢誠（真宗大谷派専念寺住職）

はじめに

愛媛玉串料違憲訴訟は1997年4月2日、最高裁大法廷において住民側の全面勝訴という形で決着がついた。15人の裁判官のうち13人が愛媛県の特定宗教（靖国神社、護国神社のみ）への、神道固有の玉串料などの公金支出行為は違法であると圧倒的多数による違憲判決を下したのである。しかし、現行憲法下においてあまりに明白な県の違法行為に対し、この違憲の判決を引き出すまでには15年もの歳月を費やしなければならなかった。裁判の仕組みということもあろうが、日本における政教分離裁判、とりわけ靖国思想にかかわる裁判は、単なる憲法解釈や法廷の中だけの一住民訴訟として終わらせてはならない側面を持っているだけに必要な時間であったのかもしれない、と今は思っている。日本人の精神構造、宗教意識や歴史認識が問われてくる問題でもあったからである。当時は「憲法違反かどうか知らないが、戦没者の慰霊は日本人として当然」という空気が少なくとも国民の間には根強く存在していた。

私はこの訴訟に一人の仏教徒、親鸞教徒として原告になる決心をしたが、同時に原告団長といういわば矢面に立つ立場にもなった。

1982年愛媛玉串料訴訟を提起してからほぼ四半世紀。地方の一住職が原告団長になって靖国訴訟にかかわった時、それをとりまく「法廷の外」ではどのような問題が顕在化したか。大法廷判決後からでもすでに10年以上経過し、今では宗教意識も大きく様変わりしたように見えるが、政教分離問題を考える時の日本人の宗教事情の一端を、自らの僧侶体験から述べてみたい。

「なぜ僧侶が、しかも原告団長に」

朝日新聞のトピックコーナーに「ひと」という欄がある。松山地裁勝訴の時と最高裁大法廷判決勝訴の時の二回、私はこのコーナーで紹介された。記者によれば同じ訴訟で二回の掲載というのはあまりないとのことであった。最初の掲載から時間が経過していたということもあろうが、当時、衣を纏った僧職の原告団長というのが珍しかったからかもしれない。現に1989年の一審勝訴当時には、例えば次のようなはがきが届いた。

「玉ぐし訴訟に勝訴のTVニュースを見て僧形の一人を見て異様に見えました。仏に仕えるお方が、何故俗世の訴訟に。しかも後日の朝日紙の「ひと」で団長とあって倍加しました…ご住職も俗世は俗人に任せ親鸞に回帰し善悪なき同朋の救いに精進し、訴訟専心なら僧籍を離れられんことを切望します」(名古屋局、真宗門徒・無記名)

「それでも君は日本国民か、しかも僧侶ではないか、一般人より一層の死者に対する霊を重んずる職業ではないか、政教分離とか偉そうなことを言って我勝てりと尊大ぶった態度は許せない」(広島局、無記名)

「仏教者は相手を許し、慰めの慈悲の心をもって下さい。衣が泣きます。戦死者を心より祭ってくれる靖国へ感謝を捧げましょう。」(広島柳井局、無記名)

当時私宛に届いた罵詈雑言のたぐいは別にして、約20通はこの訴訟を「僧職の身でありながら、戦没者の慰霊に文句をつける心ない訴訟」という位置づけのものが多かった。たしかに裁判の傍聴に駆けつけた支援僧侶からも生まれて初めて「裁判支援」というもので並んだ、という声を少なからず聞いた。戦後の政治的かつ社会的課題に対し、訴訟という形でそれを僧侶が世に問うということは、当時としては珍しいことであったのである。

いったいこれまで僧侶という存在は、人々に何を語り、何を語ってこなかったののだろうか。何を実践し、何をしてこなかったかののだろうか。私ははがきに散見する僧侶観から、改めて僧侶が時代社会の様々な課題から身をそらし、自分を取り巻く問題をすべて個人的な「こころの問題」へと取れんし、世間から超然とした生き様を示すことに意義があると説いてきた存在であったか

を思い知らされた。さらに言えば観念的説教によって、人々から時代社会の悪（人間の尊厳を奪うもの）に対する批判の目を奪い取り、眠らせてきた存在であったのである。いかに支配秩序、体制国家を補完強化してきたか、今なおこのような宗教機能に無自覚なまま、何事にも感謝することこそ信仰に生きるものの本来の姿として——いわば社会常識として宗教を考えている日本人は多いのではあるまいか。この日本人の宗教観、もしくは宗教者像を見透かし、靖国「神社祭祀」への国家的関与（「国及びその機関」）に道を開こうとしたのが、自民党新憲法草案（2005年10月）である。

自民党新憲法草案の中心眼目は9条2項の削除と自衛軍保持の明記にあるのは言うまでもないが、それに呼応する形で20条3項を改憲し「社会的儀礼又は習俗的行為」ならば国家的関与も違憲とはならない文言が挿入されていることを忘れてはなるまい。これは厳格な政教分離を求めた玉串料大法廷判決を無化すべく出された20条解体改憲であろう。むしろ深刻な問題は9条改憲に異議を唱えても、20条改憲の政治的意図が今なお見えない私たちの宗教感覚にある。戦前の「神社非宗教」論＝儀礼は「国民道徳」論の素地に火が付けられようとしているのである。何故これが深刻な問題なのか。それは靖国神社の宗教的祭祀の本質が、国民に戦争動員を納得させる装置（戦死の受認装置）であるにもかかわらず、つまり戦死の悲しみを、戦死は名誉であり栄光に意味転換する「感情の錬金術」（高橋哲哉）機能を持っている宗教的軍事装置だから問題なのである。

「靖国を」でなく「靖国から」問われている

私は津の地鎮祭最高裁判決（1977年7月）が出たとき、ちょうど京都東本願寺で真宗大谷派の教師資格を取るべく修練研修を受講していた。その時の修練道場長は和田圃（しげし）という青年期には暁烏敏の影響を受け、復員僧であり北陸大聖寺高校の校長経験を持つ人であった。私は住職になる直前に靖国問題にかかわる基本的姿勢をこの先生から厳しく教えられた。現在も教師修練の靖国学習のテキストとして使われている『信の回復』（1975年、東本願寺発行）には次のような一文がある。

靖国信仰は民族の業です。日本人であるかぎり、真宗教徒といえどもその業をともにしているのです。教団の靖国反対運動の足を強く引っばっているのが教団内部の教徒自身であるという実情がこのことを裏書きしています。それはとりもなおさず真宗教徒としての「信の埋没」、真宗信仰の民族信仰化を物語るものです。(P18)

靖国の国営化が、基本的人権の中核ともいうべき「信教の自由」を侵すものである、という認識から改憲反対の声があがっています。しかしその反対が真に力のあるものであるか否かは、その人たち自身にぜひとも守りぬかねばならない信があるのかどうか、「信仰の自由」が自己の存立にかかわる切実な主体的要求であるのかどうか、という点にかかっているのです。(P153)

ここで言う「信仰の自由」の中には「信じない自由」も含有していることはいうまでもないが、たとえ社会的儀礼や習俗的慣習に参加していてもそのような儀式や風俗はもはや「宗教」とは見なさないという日本人の漠然とした宗教意識は今も根強く残っている。このような風潮は「私は無宗教です」という一見自覚的に聞こえる言葉となって公然と語られやすいものである。しかしこのような宗教風土の中で、つまり宗教ではないと思われている「習俗化した宗教」(多数者の精神基盤＝信の埋没)の中で、ひとり自覚的に生きんとするのが真宗信心の現実の姿であるならば、無自覚的多数者との対峙、軋轢を生きるのが「信の回復」の証ではないのかと語ったのが和田先生であった。「私たちは靖国神社の問題をむこう側において云々するよりも先に、靖国神社の構造はその本質において「無自覚的共同体信仰の困った宗教」だと意識し得ない、おのれ自身の中の民族宗教化に埋没した宗教意識を聞え」というのが1970年代末の先生の口癖であった。

非国民からの出発

かつて異質なものを排除する言葉に「非国民」という言葉があった。同質化社会をよしとする共同体社会にあつては、この言葉はいわば殺し文句になって機能した。そしてこの機能に潤滑油的役割を果たしてきたのが他でもない本願寺教団の説教——例えば真俗二諦論である。それを顕在化させた象徴的事件が1969年に同時多発的に起こっている。大谷派お家騒動と言われた教団紛争、結婚差別事件、靖国法案反対声明である。それぞれの詳細な内容は略すが、これらの三つの事件は教団の「封建性」「差別性」「戦犯性」が一挙に噴出した出来事であった。

私は住民訴訟として提訴に踏み切るとき、矢面に立つことに逡巡した。教団はもとより世間からも「異物」として排除されるのではないかと想像したからである。しかし不思議なことに敬愛する一人の師の「君は何をおそれているのかね」というただこの一言によって、踏み出す勇気を与えられた。その時私は、人間が本当に恐れなければならないのは孤立することではない、恐れなければならないのは発菩提心の喪失だ、という師の声なき声を聞いたのである。

玉串料訴訟を「愛媛県の問題とか安西個人の問題にしてはならない、われわれ真宗者の信心が問われている問題だ」として靖国問題を四国教区教化行政に位置付け、この裁判を支えたのは同世代の僧侶たちであった。何より感激したのは「我は真宗門徒なり」という自覚に立って四国各地の門徒会役員が支援の名告りを挙げたことである。しかも歴代教務所長も教務所員たちも傍聴券獲得に何度となく列を作り、裁判を支援したのである。

私たち真宗門徒が靖国信仰と同質の「^{きじん}靈魂信仰」になっているという信仰への危機感と後ろめたさが、現実の「玉串料裁判」という触媒によって訴訟という名の信仰運動に繋がったのである。

流罪の親鸞800年

親鸞は自らの信仰構造を著した『教行信証』後半において

仏に帰依せば、終にまたその余の諸天神に帰依せざれば

余道に事^{つか}うることを得ざれ、天を拝することを得ざれ、鬼神を祀ることを得ざれ、吉良日を視ることを得ざれ

と仏教徒（真宗門徒）であることの誠めとして、このような文言を経文から引用している。さらにこの教誡を結ぶにあたって『論語』を引用し、しかもあえて親鸞は読み変え、弟子の季路が先生の孔子に「鬼神に仕えてもよいか」という問いに対して、

事^{つか}うることあたわず。人いづくんぞ能く鬼神に事えんや

「仕えてはならない。どうして人間が鬼神（人間を超えた死者の靈魂）などに仕えなければならないのか！」と「命根」を奪う鬼神信仰を厳しく批判したのである。

今年（2007年）は法然門下の専修念仏者住蓮、安楽が首をはねられ、法然、親鸞たちが流罪に処せられた承元の法難から800年になる。中世支配権力（国家）とそれを支えた当時仏教界の主流であった南都北嶺の宗教的権威との結合が宗教弾圧を生んだのである。宗教的課題としての靖国問題を通し、親鸞の仏教と宗教弾圧の意味を今後も問うていきたい。